

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十五号

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表出納室の項を次のように改める。

| | |
|---------|----------|
| 会計管理者部局 | 会計管理者 室長 |
|---------|----------|

別表教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表小学校の項及び中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改め、同表備考を同表備考1とし、同備考の次に次のように加える。

2 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び出納室により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。